

## 決議

地域住民の生活環境の改善や地域の活性化を図るため、とりわけ防災性の向上や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化の取組を計画的かつ円滑に進めることは極めて重要である。

能登半島地震では、電柱の倒壊に伴う道路閉塞や長時間の停電が発生し、早期の復旧・復興に支障を来したところである。また、通学児童のいたましい交通事故や、地域の人々の誇りや観光資源となる自然や祭りなどの景観の阻害などから、無電柱化に対する地域の要望は非常に強いものとなっている。

こうした無電柱化を巡る現状を踏まえ、国は、令和八年度から五年間の第三次無電柱化推進計画を策定したところである。

これに対して、我々は、第三次計画に基づき、市区町村無電柱化推進計画を定めるよう努め、必要に応じ、条例の制定を検討するとともに、既設も含めた電柱の占用制限に取り組んでいくこととする。

政府や国の機関に対しては、電柱がないことが当たり前という社会の実現に向けた国民の意識醸成に努め、次に掲げる事項を求める。

一 国土強靱化実施中期計画に基づき無電柱化を推進するとともに、危機管理投資による強い経済の実現の観点も踏まえ、必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で満額確保すること。

一 市区町村無電柱化推進計画の策定に対し技術的・財政的な支援を行うとともに、計画に位置づけられた無電柱化事業に対しては、財政的な重点支援を行うこと。また、関係省庁と電線管理者が連携し、確実に電柱が撤去されるよう積極的に取り組むこと。

一 地方公共団体の技術者不足・経験不足への対応や事業のスピードアップを図るため、設計・施工等を一体的に発注する包括委託方式等の推進に向けた支援を行うこと。

一 関係省庁は電線管理者と連携し、側溝配線の活用や、地上配線等の更なるコスト縮減手法の実現に取り組むこと。

一 地震や台風等による長期停電、通信障害の発生を防止・抑制するため、電線管理者が実施箇所を明確にしつつ主体的に単独地中化による無電柱化を図るとともに、特に緊急輸送道路については、道路管理者と密接に連携し、道路事業との同時整備等の様々な手法により早期に無電柱化を図ること。

一 通学路における新設電柱への占用制限など、占用制限が必要な区間等の拡充に向けた地方公共団体への支援を行うこと。

一 高度経済成長期に整備された電柱の老朽化の進行状況を踏まえ、更新に合わせた効率的な無電柱化を推進する方策の実現に取り組むこと。

これらの項目も踏まえ、第三次無電柱化推進計画を推進するとともに、資材価格等の高騰、近年の建設業における人件費の上昇等の影響を十分に踏まえ、計画的かつ安定的に無電柱化が進められるよう、新たな財源の創設等により、令和九年度道路関係予算は、所要額を満額確保すること。

右、決議する。

令和八年六月十一日 「無電柱化を推進する市区町村長の会」令和八年度定期総会